

令和6年度住民税非課税世帯支援給付金 (こども加算分含む)のご案内

令和6年度住民税非課税となる世帯に対し、1世帯当たり3万円を給付します。

また、その世帯において、18歳以下の児童を扶養していた場合、児童1人当たり2万円をこども加算として給付します。

【給付対象世帯】基準日(令和6年12月13日)において、あま市の住民基本台帳に登録があり、同一の世帯に属する者全員の令和6年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯
※ただし、住民税が課税されている方の扶養親族のみからなる世帯のほか、令和6年1月2日以降に日本へ初めて入国した方がいる世帯は対象となりません。

【加算対象者】・平成18年4月2日から基準日までに生まれた児童
・令和6年12月14日から令和7年3月10日までに生まれた児童
・基準日時点で別世帯であるが生計を同一にしている児童

【給付額】1世帯当たり3万円(1回限り)、児童1人当たり2万円を加算(1回限り)

【受付期間】1月20日(月)～3月10日(月)(当日消印有効)

【手続方法】給付対象世帯の状況により手続き方法が異なります。

◆お知らせ対象世帯

基準日及び賦課期日(令和6年1月1日)時点であま市に住民登録があつて、市が世帯主の振込先口座情報(令和5・6年度に給付金を給付した口座またはデジタル庁に登録した公金受取口座)を把握している世帯が対象です。対象世帯には「あま市住民税非課税世帯支援給付金(こども加算分含む)のお知らせ」を送付しました。お知らせに記載の届出期限までに給付金コールセンターへ振込口座変更のご連絡がなければ、「お知らせ」に記載している口座に給付します。

◆確認書対象世帯

基準日及び賦課期日(令和6年1月1日)時点であま市に住民登録があつて、市が世帯主の振込先口座情報を把握していない世帯が対象です。対象世帯には「あま市住民税非課税世帯支援給付金(こども加算分含む)給付要件確認書」を送付しました。必要書類を添えて3月10日(月)までに返送してください。

◆申請書対象世帯

①基準日時点であま市に住民登録があつて、令和6年1月2日以降にあま市へ転入した方がいる世帯②令和6年12月14日(基準日の翌日)から令和7年3月10日までに生まれた児童③別世帯で扶養している児童(学生寮で生活している場合など)、が対象です。「あま市住民税非課税世帯支援給付金(こども加算分含む)申請書(請求書)」を、下記の書類を添えて3月10日(月)までに提出してください。「申請書(請求書)」は社会福祉課でお渡しするほか、コールセンターへ郵送送付をご依頼いただくか、市公式ウェブサイトからダウンロードすることができます。

添付書類 ※下記書類以外にも、追加で提出を依頼する場合があります。

- ・本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなどの写し)
- ・令和6年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する非課税証明書(①に該当する世帯)
- ・世帯主の口座番号や名義人がわかるもの(預金通帳またはキャッシュカードの写し)

【給付時期】お知らせの送付から3週間程度、振込先変更届・給付要件確認書等の手続きが完了してから4週間程度を目安に順次給付します。

【備考】提出書類は社会福祉課窓口までお持ちいただくか、郵送でご提出ください。

問合先 給付金コールセンター ☎0120・313・317(受付時間:平日午前9時～午後5時)